

一般社団法人こどもとおとなのあそびとたいわ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は 一般社団法人こどもとおとなのあそびとたいわ と称する

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県上尾市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、効率や成果にとらわれない内発的動機による自由な表出と思考が生まれる表現活動を基軸とした事業を行い、自己への信頼を基盤とした他者との信頼関係から、対話的關係性を醸成し、多様な社会において子どもから大人までより多くの人が生きやすい社会環境づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① アート表現に関する事業
- ② 子どもの居場所、保護者同士のつながりを主とした事業
- ③ 対話に関する事業
- ④ その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(会員の種別役割)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 入会に関しては特に条件を定めない。

- 2 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を当会に提出するものとする。理事は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。入会を認めないときは速やかに理由を書面にて通知しなければならない。

(会費)

第7条 会費は当会により別途定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- ① 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- ② 継続して2年以上会費を滞納したとき
- ③ 総社員が同意したとき
- ④ 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が下記のいずれかに該当する際は、社員総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。この場合その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない

- ① 会員がこの定款その他の規則に違反したとき
- ② この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 役員

(役員の設定)

第11条 この法人に次の役員をおく

- ① 理事 3名以上4名以内
- ② 監事 1名以上3名以内

2 理事全員を以って代表理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を

理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 14 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前 2 項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第 15 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 16 条 理事及び監事が、各号の一に該当する際は社員総会の議決によりこれを解任することが出来る。この場合当該理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障の為、または家庭の事情により職務の遂行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時

(報酬等)

第 17 条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第 5 章 社員総会

(構成)

第 18 条 社員総会は、正会員をもって構成する。なお、賛助会員は議決権を持たないが社員総会に出席し意見を述べる事ができる。意見の採択については正会員をもって行う。

(開催)

第 19 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 2 カ月以内に開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総会の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第 20 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事のいずれかが招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 理事は、前項の規定による請求があったときは、4 週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールをもって開会日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議決権)

第 21 条 社員総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする

(決議)

第 22 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。
 - ① 定款の変更
 - ② 解散
 - ③ 合併
 - ④ 会員の除名
 - ⑤ 理事及び監事の解任
 - ⑥ その他運営に関する重要事項
- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- ① 開催の日時及び場所
- ② 社員の現在数
- ③ 出席した社員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記するこ

と。)

- ④ 審議事項及び議決事項
 - ⑤ 議事の経過の概要及びその結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した社員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに 署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 24 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事の選定又は解職

(開催)

第 26 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年定期的に 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- ① 理事が必要と認めたとき

(招集)

第 27 条 理事会は、理事のいずれかが招集する。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、いずれかの理事がこれに当たる。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 資産、会計及び事業計画

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(会計の区分)

第32条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- ① 非営利活動に係る事業
 - ② その他の事業
- 2 前項の非営利活動に係る事業とは次のことをいう。
- ① アート表現に関する事業
 - ② 子どもの居場所、保護者同士のつながりを主とした事業
 - ③ 対話に関する事業

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告書及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
 - ② 貸借対照表
 - ③ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- ① 監査報告
 - ② 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 37 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人の解散のときに有する残余財産は、社員総会で決議したところに帰属させるものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、電子公告(この法人のウェブサイトに掲載の方法)にて行う。

第 10 章 補則

(委任等)

第 40 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会において定める細則に別途定める。

附則

1 (施行日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 (最初の事業年度)

この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和3年9月30日までとする。

3 (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- | | | | | |
|-------------|----------|----|---------|--------|
| ① 正会員 | 年会費 | 一口 | 10,000円 | (一口以上) |
| ② 賛助会員 (個人) | 年会費 | 一口 | 1,000円 | (一口以上) |
| | (団体) 年会費 | 一口 | 5,000円 | (一口以上) |

4 (設立時の役員)

この法人の設立時の役員は次のとおりとする。

- 理事 樽井花子
理事 橋本麻理香
理事 窪田磨美子
理事 岡村康代
監事 西川正

5 (設立時の社員)

- 1 埼玉県上尾市富士見 1-6-32
樽井 花子
- 2 埼玉県さいたま市西区指扇 2856-254
橋本 麻理香
- 3 埼玉県上尾市上町 1-12-23
窪田 磨美子
- 4 埼玉県上尾市瓦葺 1028-1 ライオンズマンション上尾原市第 2-502
岡村 康代

以上、一般社団法人こどもとおとなのあそびとたいわを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年2月19日

設立時社員	樽井花子	㊟
同	橋本麻理香	㊟
同	窪田磨美子	㊟
同	岡村康代	㊟